

安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議 (略称：社会的責任円卓会議)の開催に向けて(案)

1. 意義

(1) 政府、市場、市民社会の関係の再構築

1990年代以降の急速なグローバル化や技術革新は、世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが、一方で、地球環境問題や貧困問題など、政府だけでは対処できない持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じても、国際競争の激化や情報化の進展、少子・高齢化の急速な進行が、人々の価値観や就業形態、消費生活の多様化・複雑化を招き、従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。さらに、国際競争の激化を背景とした世界的な規制緩和の潮流の中で、政府と市場の役割分担も改めて問われている。

こうした中、法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも、例えば1970年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど、社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし、今日の世界規模での関心の高まりの特徴は、社会的責任が、単なる規範概念や市場経済の見直しへの動きとしてではなく、政府と市場、そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして実践する動きが現れていることである。

90年代以降影響力を強めたグローバル市民社会は、社会的責任投資(SRI)やラベルといった様々な実践的ツールを活用して、市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動を展開している。企業自身も、積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し、よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに、環境・社会分野のニーズを技術革新に繋げ、むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では、企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の傾向を前提とし、これを積極的に市場に組み込む各種の環境整備を行っている。そこでは、政府と市場、そして市民社会がそれぞれ孤立し対峙するのではなく、互いの役割を果たしながら、総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されているのである。

(2) 新たな行政の役割(協働行政)としての円卓会議開催

持続可能な発展や社会的責任に関する国際社会での実践は、課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらしてきた。特に、課題解決に当たって、社会を構成する多様な主体の役割を要する課題については、広範なステークホルダーが、対話を通じて情報や認識を共有し、協働して解決にあたる手法(マルチステークホルダー・アプローチ)が発展してきた。円卓会議が提供する、新たな社会的合意形成や取組促進の枠組みも、まさにこうした国際社会における実践の延長線上にある。

また、こうした手法は、伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環で

あり、国民生活審議会総合企画部会で審議中の「行政のあり方の総点検」においても、各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割、行政が果たすべき重要な役割として位置づけることが適当である。

（３）国際社会と未来に向けての責任

先述の通り、近年、一部の先進諸国では、社会的責任の取組を促進するための各種環境整備を戦略的に進めているほか、アジア諸国も、急激な経済成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また、ハイリゲンドラムサミットでは、OECD 多国籍企業行動指針や ILO 三者宣言に基づき、先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか、グローバルコンパクトや責任投資原則（PRI）など、国連をはじめ様々な国際機関や非営利ネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらに、国際標準化機構（ISO）では、数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後、我が国が、経済大国として、国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため、また、我が国自身の持続可能性を確実なものにするため、さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるため、組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

中でも、円卓会議を通じて、我々が真に果たすべきは、未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように、我々は、我々自身の利益に配慮しつつも、決して将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも、そして将来世代のためにも、社会を構成する全ての主体が、短期的な負担を超えて協働することで、より大きな価値を実現することが強く求められている。

２．円卓会議の目的

社会的責任の取組を促進するためには、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出す環境整備が必要である。そのためには、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、NPO・NGO 等や専門家、さらには行政を含む各主体が積極的にそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。

そこで、円卓会議は、広範なステークホルダー代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することを通じて、安全・安心で持続可能な未来に向け、組織の社会的責任の取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することを目的とする。具体的には、

- ）環境整備に向けた、社会を構成する多様な主体による協働の在り方について、情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行う。
- ）環境整備に向けて政府が措置すべき方策について提言を行う。

3．円卓会議の成果物

円卓会議においては、概ね 2010 年までに、「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」（以下、「協働戦略」という。）を取りまとめる。協働戦略の具体的な形は、円卓会議において議論されるものであるが、以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿

分野別重点課題

の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体が果たし得る役割や協働の在り方、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

横断的課題

一般の消費者や労働者、投資家の関心を高めるための普及啓発活動の在り方、調査研究や人材育成・交流の促進など、関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策、社会的責任投資や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

4．円卓会議の運営についての基本方針

円卓会議の運営方法については、以下の基本方針の下、当事者であるステークホルダーを中心に検討を深め、これを参考に国民生活審議会総合企画部会にて決定するものとする。

（1）円卓会議の機構

円卓会議の機構は、総会、部会及び運営委員会によって構成される。

総会

総会は、審議事項の決定を行うほか、検討項目に応じた部会の設置を行うとともに、部会における検討を踏まえ、円卓会議としての取りまとめを行う。

部会

部会においては、総会で決定された基本方針に従って、課題別の専門的な検討を行う。部会は、必要に応じて、専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催する。

運営委員会

運営委員会においては、審議項目案や委員候補等の検討を行うほか、ステークホルダー別準備会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに、円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

(2) 円卓会議への参加

委員の役割

委員は、他の委員との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあう。また、委員には、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として、グループ内の意見を把握し、これを前提として円卓会議で発言を行うとともに、円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか、必要に応じ各主体を説得し、協力を求めることが期待される。

総会及び部会の構成

総会及び部会は、原則として、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、その他の NPO・NGO の各ステークホルダー・グループの推薦を受けるなどした者、専門家、行政から構成される。ただし、選出母体が十分に組織化されていないグループや、意思決定に参加しないオブザーバーは、運営委員会が適任候補を選出する。

また、部会については、審議事項に鑑みて必要な場合、運営委員会が上記グループ以外の分類を設定する。

(3) 意思決定方法

円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など、円卓会議全体の機構や運営に関する事項は、可能な限り全員一致を目指すものとする。

協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については、各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため、多数決等による強制を行うことは想定されない。一方、政府に対する政策提言については、可能な限り全員一致を目指すものとするが、不可能である場合、両論併記等の形によって、多様な意見の分布状況を示すこととする。

5. 関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。また、政府は、円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに、関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進する。